

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。ここ数年は賃金上昇が物価高騰に追いつかず、労働者の実質賃金は依然として減少傾向が顕著である（厚生労働省「毎月勤労統計」2025年（令和7年）3月分）。また、地域別最低賃金制度のもとでは地方の労働力の都市への流出など看過しがたい問題も生じている。このような現状を踏まえれば、今こそ、賃金の大幅な上昇を通じて、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが急務である。

現行（2024年（令和6年）10月13日発効）の愛媛県最低賃金は1時間956円であり、全国で6番目に低い金額である。一昨年に全国のランク分けが変更され、従前のDランク（4段階の最下位）からBランク（3段階の中位）に引き上げられたことを考慮しても、愛媛はBランクのうち下から2番目であり、Cランクと比べて優位性はみられない。特に昨年は隣県の徳島県（Bランク）が中央最低賃金審議会の目安50円を大幅に上回る84円の増額（時間給980円）をしたことが特筆される。これにより、四国内では徳島県（Bランク）980円、香川県（Bランク）970円、高知県（Cランク）952円となり、愛媛県は、全国でも四国内でも下位にとどまっている状況である。

ここ3年間は、853円、897円、956円と推移しており、特に昨年は中央最低賃金審議会が示した目安額50円を9円上回る引上げを決定したことは評価すべきである。しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で198万8480円（956円×40時間×52週）、月収にすると約16万5706円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を依然として下回っている。従前の賃金の

引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、未だ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

地域間格差是正の観点からも、現状の愛媛県最低賃金は看過しがたい問題を含んでいる。愛媛県は、全国最高額である東京都の1163円と比べると、207円も低い。ここ3年間の両者の差は、219円、216円、207円とほとんど縮まっていない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年（令和3年）全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。

一昨年から目安区分が従来の4段階（愛媛県はDランク）から3段階（愛媛県はBランク）に変更されたものの、昨年徳島県（Bランク）が目安額（50円）を大きく上回る改定をしたが、そこには、地方における賃金上昇と労働力の確保に対する危機感が如実に表れているというべきである。徳島県においては、従来国が行ってきた業務改善助成金等の助成制度に加えて、最低賃金上昇の影響が大きい中小企業の賃上げを支援するための県独自の制度である「徳島県賃上げ応援サポート事業」が開始されたことも相まって、最低賃金の大幅引き上げに伴う混乱は確認されていない（2025年（令和7年）年2月日本弁護士連合会調査）。

同じくBランクである愛媛県においても、労働力の都市への流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、地域間格差是正を念頭においた地方最低賃金の大幅

幅引き上げが必要不可欠である。

ランク分けを行って目安額に傾斜をつける現行の方式は、むしろ地域間格差を固定化するものであり、もはやその合理性が揺らいでいるといわなければならない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促し、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、実質賃金の上昇を実感できるような大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2025年（令和7年）6月20日

愛媛弁護士会

会長 永井 卓也